

通任期制

1 通任期制とは

県議会の会期を議員の任期と同じ（4年間）とする制度の通称。

「三重県議会における議会改革のさらなる取組」（平成23年1月24日三重県議会議会改革諮問会議）において、1年間の議会スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要として、「4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動」が報告されている。

2 会期制度一覧

	定例会の回数	会期の決定方法	他県状況
一般的な会期 ↑ ↓ （法第102条） 通年制	年4回	議決	40都道府県
	年3回		神奈川、群馬、大阪
	年2回		秋田
	年1回		三重、滋賀
通任期制 （法102条の2）	年1回招集されたとみなす	条例	栃木

※ 1年を超える会期の設定は、法制度上、想定されていない

○ 地方自治法

〔定例会及び臨時会〕

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

3～7 略

〔通年の会期〕

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

2 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

3～8 略